

宮城県外来対応医療機関設備整備費補助金 Q&A

令和5年10月1日 現在

No.	質問	回答
(1) 全般・申請		
1	本事業の内容はどのようなものか。	感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナの診療に対応できる体制へ移行していけるよう、外来対応医療機関が行う設備整備の支援を行うものです。
2	どのような医療機関が対象となるか。	新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を 診療した実績がある外来対応医療機関 が対象となります。
3	新しく外来対応医療機関の指定を受けるにはどのような手続きが必要となるのか。	宮城県HP「外来対応医療機関の新規指定・変更等」を参照してください。 (https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid-19_gairai.html)
4	新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績とあるが、どのように実績の確認を行うか。	実績報告時において、G-MISの入力実績で確認いたしますので、 診療実績等を確実にG-MISに入力していただくよう お願いいたします。
5	診療体制は整えていましたが、結果的に期間中の受け入れ実績がない場合はどうなるのか。	結果的に期間中の診療実績がなかった医療機関は補助対象とならないため、交付決定の取り消し及び補助金の返還（交付済みの場合）を行うこととなります。このため、補助を受けた医療機関は、新型コロナ患者を積極的に診療いただき、当該診療実績を確実にG-MISに入力していただくようお願いいたします。
6	いつからいつまでに整備した分が補助対象経費となるか。	令和5年10月1日から令和6年3月31日までに整備を行った経費が対象となります。 (交付決定前に事業を開始していた場合についても、令和5年10月1日以降に整備を行った経費であれば、対象となります。)
7	本補助金の補助対象設備はどのようなものか。	次の(1)～(5)の設備等の整備に要する経費が対象となります。 (1) H E P A フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） (2) H E P A フィルター付パーテーション (3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） (4) 簡易ベッド (5) 簡易診療室及び付帯する備品 ※(3)については、「対象期間」の間に使用したものに限り。

No.	質問	回答
8	令和5年10月以降、どの外来対応医療機関でも（再度）申請できるのか。	令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本補助を受けた医療機関は補助対象設備のうち、 <u>個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)</u> 以外の補助は受けられなくなります。
9	過去に本事業により、 <u>個人防護具のみ</u> を整備したが、今回、空気清浄機を初めて整備することは可能か。	過去に本事業により、 <u>個人防護具のみ</u> を整備した場合でも、今回、個人防護具以外の補助は受けられなくなります。
(2) 個人防護具		
1	個人防護具について、補助対象となる期間はいつからいつまでか。	「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「 <u>対象期間</u> 」に使用するものに限ります。
2	「対象期間」とはどのようなものか。	対象期間は一定の感染拡大が生じている期間、具体的には「オミクロン株による感染拡大時のピークの在院者数の3分の1を超えた地点から、3分の1を下回った時点まで」となるため、 <u>宮城県においては「県全体の在院者数が217人以上の期間（段階1以上）」</u> となります。
3	対象期間はいつ確定するのか。	最終的な対象期間については、令和6年4月上旬に電子メール等により、交付決定を行った医療機関にお知らせする予定です。 なお、日々の運用状況は下記のURLにより確認することができます。 【宮城県公式WEBページ 「段階の運用状況について」】 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/covid19/dankai-unyou.html
4	対象期間に納品した数量も補助対象になるか。	対象期間内に <u>使用した数量のみ</u> となります。
5	申請時はどのように積算すればよいか。	対象期間が事前に確定しないため、令和5年10月1日から令和6年3月31日の期間全てを対象期間として使用予定枚数を積算の上、申請願います。

No.	質問	回答
6	対象期間が短ければ、交付決定額が減額することもあるのか。	対象期間の個人防護具の使用量が、計画書に記載の数量を下回る場合には、交付決定額を減額して確定することとなります。 なお、対象期間外の期間が生じた場合にも、対象期間の使用量が計画書に記載の数量を上回れば、交付決定額の減額は生じません。
7	対象期間に使用した数量とあるが、どのように管理すればよいですか。	「個人防護具使用数量管理表」等により、使用量の管理をお願いします。（項目を網羅している場合は独自の管理表も可能です。） なお、実績報告時に管理表等の添付が必要となりますので、確実に入力願います。
8	個人防護具の「数量」、「基準額」はどのように算出すればよいか。	「数量」…対象期間内における使用人数の延べ人数 （例）医師1人、看護師3人が令和5年10月1日から令和6年3月31日までの120日間、コロナ診療に対応した場合 $\frac{4 \text{ (人)} \times 120 \text{ (日)}}{1} = 480 \text{ (人分)}$ 「基準額」…医療機関におけるコロナ対応を行う医療従事者1人につき1日当たり上限額を3,600円として算出したもの。 （例）上記の場合 $480 \text{ (人分)} \times 3,600 \text{ (円)} = 1,728,000 \text{ (円)}$
9	シューズカバー、アームカバーは対象になるか。	シューズカバー、アームカバーは対象になりません。
（3）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）、HEPAフィルター付きパーテーション		
1	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の設置費用は補助対象となるか。	設置費も補助対象です。（ダクト工事等）
2	HEPAフィルターの交換用フィルターは補助対象となるか。	対象となりません。

No.	質問	回答
(4) 簡易診察室及び付帯する備品		
1	簡易診療室とは具体的にどのようなものか。 また、簡易診療室を設置するために必要な工事費を含んで良いか。	補助対象の簡易診療室は、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。 (<u>待合室のみの整備は対象となりません。</u>) なお、直接、設備を設置するための工事費等についても補助対象となりますが、既存建物の増改築等の改修費は補助対象外になります。
2	付帯する備品とは具体的にどのようなものか。	付帯する備品とは、簡易診察室に設置し、 診察室機能として必要不可欠なもの となります。 (例：机、椅子、エアコン、非接触体温計等) なお、付帯する備品を整備する場合は必ず、設置場所・整備理由を記載した「導入理由書」を提出願います。
3	付帯する備品のみの申請は可能か。	新規に整備する簡易診察室の備品の為、付帯する備品のみの申請は出来ません。
4	簡易診察室として、移動式の検査車両は対象になりますか。	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急的かつ一時的に設置する物であって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室です。この趣旨に合致すれば、検査車両も対象です。 なお、緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されますので、リースでの対応を検討してください。
No.	質問	回答
(4) 実績報告		
1	実績報告はいつ行えばよいか。	事業完了後（令和6年3月31日以降）を予定しており、詳細については電子メールにより別途周知します。
2	実績報告に必要な書類は何か。	実績報告時には下記の書類を提出願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第6号「令和5年度宮城県外来対応医療機関設備整備事業費補助金実績報告書」 ・別紙2【実績報告書】 ・振込み口座情報 ・納品日と支払金額を確認できる納品書又は請求書 ・納品が確認できる写真（個人防護具以外） ・個人防護具の使用量が確認できる管理表（個人防護具の補助を受ける場合）

No.	質問	回答
(5) その他		
1	見積書等の容量が大きく、電子メールで申請できない場合どうすればよいか。	下記の宛先まで郵送願います。 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 保健福祉部 疾病・感染症対策課 設備整備補助金担当
2	補助金はいつ交付されるか。	申請していただいた整備内容がすべて完了後、実績報告を提出していただき、県の審査が終了次第のお支払いとなります。
3	本補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、何らかの手続が必要か。	<p>事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないとされています。<u>したがって、補助金で整備した設備について廃棄する場合は、知事の承認が必要になります。</u></p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の収束後や感染症法上の位置づけの変更後において、本補助金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合（※）は、財産処分に該当しないため、承認は必要ありません。</p> <p>※ 例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定</p>
4	補助金で整備した備品について、知事の承認を受けて処分して得た収入はどのように扱えばよいか。	補助金で整備した備品を処分して得た収入については、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
5	本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象になるか。	<p>本補助金は国費を活用した事業であるため、<u>当該事業で整備した設備等は国の会計検査の対象</u>になります。</p> <p>したがって、当該補助金で整備した設備等につきましては、他の目的で使うことがないようご留意いただくとともに、契約書、請求書、納品書等の証拠書類につきましては、他の書類と区別し、5年間保管しておいてください。</p> <p>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。</p>

No.	質問	回答
6	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額とは何か。	<p>本補助金は、消費税を含めた金額で交付しますが、医療機関の消費税の申告状況により、補助金の対象経費の仕入に係る消費税を実質的に負担していないことになります。</p> <p>したがって、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書を提出していただきますので、ご承知おきください。</p> <p>提出時期等の詳細については、あらためてご連絡いたします。</p>